

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/mynum-dokuji.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/mynum-dokuji.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	県立高等学校就学支援金等の事務処理の手引き 第5章
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り</u> 、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)(以下「補助金」という。)は、都道府県が、 <u>高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒</u> に対して、 <u>高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)</u> の支給を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

⑦独自利用事務の関連規範		県立高等学校就学支援金等の事務処理の手引き
--------------	--	-----------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	県立高等学校就学支援金等の事務処理の手引き 第5章 6及び7
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	県立高等学校専攻科支援金の受給資格認定の申請及び収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	県立高等学校就学支援金等の事務処理の手引き 第5章 5
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--